

E T F の設定・交換の決済に係る清算制度について

2019年4月24日
株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

当社は、E T F の設定・交換の利便性向上を通じたE T F 市場の活性化を目的として、「E T F の設定・交換の決済に係る清算制度等の検討に関するワーキング・グループ」を設置し、2018年7月以降、E T F の設定・交換の決済に係る清算制度の骨子について業界横断的な検討を行った。同ワーキング・グループにおける検討を踏まえ、設定及び交換に係る上場有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券であって、当社の清算対象取引に係るものをいう。以下同じ。）及び金銭の引渡債務を当社の清算対象取引とするための所要の制度改正を行い、E T F の設定・交換の決済に係る清算制度（以下「本制度」という。）を新たに導入する。

II. 概要

項目	概要	備考
1. 清算対象取引	<p>・金融商品取引所に上場するE T F（投資信託の受益証券に該当し、受託者又は再信託先が登録E T F 信託銀行（下記2.（3）参照。）であるものに限る。）のうち、次の①から③までのいずれかに該当するものに係る設定（追加設定を含む。以下同じ。）及び交換（金銭による一部償還を含む。以下同じ。）に係るE T F 並びに上場有価証券及び金銭の授受を、当社の現物取引に係る証券取引等清算業務（以下「現物清算制度」という。）の清算対象取引とする。</p> <p>①現物設定・現物交換型E T F（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）第12条第2号型）</p> <p>②金銭設定・現物交換型E T F（投信法施行令第12条第1号型）</p> <p>③金銭設定・金銭償還型E T F（投資信託及び投資法人に関する法律第8条型）</p>	<p>・なお、E T F の上場日の2営業日前の日以降に申込みが行われ上場日以降に決済が行われる設定に係るE T F 並びに上場有価証券及び金銭の授受は、清算対象取引とする。</p> <p>・現物設定・現物交換型E T F（左記①）及び金銭設定・現物交換型E T F（左記②）については、全ての組み入れ銘柄が現物清算制度の対象である有価証券であるものに限る。</p>

項目	概要	備考
<p>2. 清算参加者制度</p> <p>(1) 既存の現物清算資格を有する清算参加者(以下「現物清算参加者」という。)</p> <p>(2) E T F 特別清算参加者</p> <p>(3) 登録E T F 信託銀行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現物清算参加者は、E T F の設定・交換(上記1. の清算対象取引に係るものをいう。以下同じ。)に係る債務負担を申し込むことができることとする。 ・ 管理会社(E T F に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社をいう。以下同じ。)がE T F の設定・交換に係る債務負担の申込みを行うための清算資格(以下「E T F 特別清算資格」という。)を新設し、同資格を取得した管理会社をE T F の設定・交換に係る清算参加者(以下「E T F 特別清算参加者」という。)とする。 ・ 管理会社は、当社に対しE T F 特別清算資格の取得申請を行い、当社の承認を受けてE T F 特別清算資格を取得することができる。健全な経営体制及び適切な業務執行体制を有していることをE T F 特別清算資格の取得基準及び維持基準とする。 ・ 当社は、E T F 設定・交換に係る決済事務を行う主体である信託銀行を、その申請に基づき「登録E T F 信託銀行」として登録する。当社は、登録E T F 信託銀行に対し、当社の清算業務に必要な範囲において、当社に対する報告を求めることができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ E T F 特別清算資格に他社清算資格は設けない。 ・ E T F 特別清算参加者は、所定の届出・報告を行うとともに、業務方法書違反等による債務負担停止やE T F 特別清算資格の取消等の措置の対象となる。 ・ E T F 特別清算参加者と登録E T F 信託銀行の関係については下記7.(2)参照。 ・ 登録E T F 信託銀行は、所定の届出・報告を行うとともに、登録の取消等の措置の対象となる。

項目	概要	備考
3. 有価証券等清算取次ぎ	<ul style="list-style-type: none"> 他社清算資格を有する現物清算参加者は、指定参加者（E T F の募集の取扱いを行う者として当該E T F に係る管理会社の指定を受けた者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、E T F の設定・交換に係る有価証券等清算取次ぎを行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> E T F の設定・交換に係る有価証券等清算取次ぎの委託は、現物取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託先に対し行うものとする。 管理会社は、他社清算資格を有する現物清算参加者に対して、E T F 設定・交換に係る清算取次ぎの委託を行うことはできない。
4. 債務負担	<ul style="list-style-type: none"> E T F の設定・交換に係る債務負担の申込みは、プラットフォームを通じて当社に必要な情報を通知することにより行う。 当社は、上記の通知により当社が引き受けるべき債務の内容を確認したときは、その内容に基づき、現物清算参加者及びE T F 特別清算参加者の間の債務につき債務負担を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームとは、指定参加者、管理会社及び信託銀行がE T F の設定・交換にあたって情報交換及び設定・交換の申込みを行うための窓口となるシステムとして当社が提供するものをいう。
5. 当初証拠金 (1) 現物清算資格分の取扱い (2) E T F 特別清算資格分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 現物清算資格に係る当初証拠金所要額は、E T F の設定・交換に係る未決済分を加味して算出する。 E T F 特別清算参加者によるE T F 特別清算資格に係る当初証拠金の預託は不要とする。 	

項目	概要	備考
<p>6. 清算基金</p> <p>(1) 現物清算資格分の取扱い</p> <p>(2) E T F 特別清算資格分の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現物清算資格に係る清算基金所要額は、E T F 設定・交換に係る未決済分も加味して計算する。 ・ E T F 特別清算参加者によるE T F 特別清算資格に係る清算基金の預託は不要とする。 	
<p>7. 上場有価証券・金銭の決済</p> <p>(1) 現物清算参加者における取扱い</p> <p>(2) E T F 特別清算参加者における取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社と現物清算参加者との間の上場有価証券及び金銭の授受については、D V P 決済におけるネッティングの対象に含めて決済を行う。 ・ 当社とE T F 特別清算参加者との間の上場有価証券及び金銭の授受については、当社の口座とE T F 特別清算参加者がE T F の銘柄ごとに指定する登録E T F 信託銀行の口座との間で行う。 ・ 当社とE T F 特別清算参加者との間の上場有価証券及び金銭の授受については、設定分と交換分との間のネッティングは行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、交換時における現物清算参加者と当社との間のE T F の決済においては、交換時残余返還口数を含めた売買単位での口数をD V P 決済の対象とし、交換時残余返還口数については、D V P 決済時限後に当社から当該現物清算参加者に返還する。

項目	概要	備考
(3) 受方参加者への有価証券の引渡しの順序	<ul style="list-style-type: none"> 渡方参加者がやむを得ない事由によって決済時限までに上場有価証券の引渡しを行わなかった場合（以下「フェイル」という。）の銘柄別受方参加者順位において、被フェイル参加者以外の参加者間ではETF特別清算参加者が現物清算参加者に優先する取扱いとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄別受方参加者順位については、別紙を参照。 権利確定日にフェイルが生じた場合におけるETF特別清算参加者と現物清算参加者の間の権利処理方法については、「権利確定日のフェイル発生時における清算参加者の対応指針」への追記を念頭に検討を行う予定。
8. 決済不履行時等の処理スキーム	<p>ETF特別清算参加者が当該ETFの設定・交換を実施できないおそれがあると当社が認めた場合には、当社は、当該ETF特別清算参加者に係る債務負担を停止できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ETFの設定・交換について、当社口座においてETFが新規記録される前又は抹消される前に、ETF特別清算参加者が当該ETFの設定・交換を実施できないと当社が認めた場合には、当該設定・交換に係る未履行債務は、債務負担の申込み時に遡って効力を失うものとし、当社は現物清算参加者から受領した上場有価証券・金銭を当該参加者に返還する。 	
9. 損失補償制度	<ul style="list-style-type: none"> 現物清算参加者破綻時における本制度の清算対象取引に係る破綻処理損失については、現行の現物清算制度における損失補償制度の対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ETF特別清算参加者がETFの設定・交換を実施できない場合の取扱いは上記8参照。
10. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 2021年1月を目途とする。 	

以上

本制度開始後の銘柄別受方参加者順位

順位	対象となる清算参加者
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「バイイン」請求分の決済 ※当該順位内では、「請求日の先後」、「被フェイル日の先後」により順位付け（請求日等が同日の場合は抽選）
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「被フェイル」清算参加者分の決済 ※当該順位内では、「被フェイル日の先後」により順位付け（「被フェイル日」が同日の場合は抽選）
第3順位	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1順位、第2順位及び第4順位以外の清算参加者 ※第3順位内では、「特別清算参加者⇒現物清算参加者」の順（特別清算参加者・現物清算参加者内の順位は抽選）
<div data-bbox="432 911 698 1048" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">特別 清算参加者 (AM)</div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div data-bbox="432 1067 698 1208" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">現物 清算参加者</div>	
第4順位	<ul style="list-style-type: none"> ■ 順位劣後化スキーム申告参加者 ※最劣後となることを申告をした清算参加者